

ARIBからのお知らせ

第76回電波利用懇話会開催のお知らせ
「携帯端末向けマルチメディア放送の事業化に向けて」

地上アナログテレビジョン放送終了後のVHF帯を利用した携帯端末向けマルチメディア放送について、総務省は2010年9月9日、「株式会社マルチメディア放送（mmbi）」をVHF-High帯の受託放送業務事業者として認定しました。

携帯端末向けマルチメディア放送は、携帯電話端末、モバイルパソコン、カーナビ、ゲーム機、携帯音楽プレーヤなどの携帯端末を対象として、時間帯やコンテンツの容量によって、「映像」・「音声」等の組み合わせや、「リアルタイム（ストリーミング）」・「ダウンロード（ファイルキャッシング）」といった提供形態が柔軟に選択可能で、インタラクティブなサービスの実現を目指しています。

当会では、下記により第76回電波利用懇話会を開催し、株式会社マルチメディア放送（mmbi）の永松取締役をお招きし、携帯端末向けマルチメディア放送の事業化に向けてのサービスの内容と事業計画についてご講演いただくことといたしました。

会員の皆様には、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 : 平成22年10月28日(木) 午後2時から3時30分まで
- 2 場所 : 社団法人電波産業会 会議室 (日土地ビル11階)
東京都千代田区霞が関1-4-1 TEL:03-5510-8592
- 3 題名 : 「携帯端末向けマルチメディア放送の事業化に向けて」
- 4 講師 : 株式会社マルチメディア放送 取締役 新会社設立準備室長 永松則行様
- 5 対象 : ARIB正会員及び賛助会員
- 6 参加者 : 70名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 7 申込先 : 当会ホームページ (<http://www.arib.or.jp/>) の「講演会等開催案内」まで
- 8 参加費 : 無料
- 9 問合せ先 : 企画国際部 電波利用懇話会事務局 芝山まで
TEL: 03-5510-8592

第75回電波利用懇話会を開催

9月30日、当会の会議室にて、第75回電波利用懇話会を開催しました。

今回は、株式会社TBSテレビ技術局の本間担当局長、日本空港ビルデング株式会社の茂木審議役及びマスプロ電気株式会社の萩原担当次長を講師にお迎えし、「ホワイトスペース特区：先行モデル」～赤坂サカス放送プロジェクト及び空港連携ワンセグ・サービスについて～という演題で、赤坂サカス放送プロジェクトではエリアフルセグ放送を利用した地域との連携等の内容を、空港連携ワンセグ・サービスではこれまで羽田空港で実証したエリアワンセグサービス等の内容を詳しくご説明いただきました。

全体をとおり受講者の高い関心を集め、熱心に聴講をいただきました。

懇話会のアンケートにも、「大変参考になった。」「タイムリーであった。」「エリアワンセグ・フルセグ放送の重要性が理解できた。」等の感想が寄せられました。



第75回電波利用懇話会の様子と本間担当局長、茂木審議役、萩原担当次長（左から）

電波の安全性に関する説明会を開催

当会が事務局を務める電磁環境委員会は、本年9月に4件の電波の安全性に関する説明会を総務省の地方総合通信局と共催しました。開催した説明会の内容は以下のとおりです。

No.	開催日	会場	共催	講師

1	9月17日	大津市ふれあいプラザ (滋賀県大津市)	近畿総合通信局	独立行政法人 情報通信研究機構 和氣 加奈子氏 国立保健医療科学院 牛山 明 氏
2	9月21日	アジア太平洋インポートマート流通センター (福岡県北九州市)	九州総合通信局	首都大学東京大学院 多氣 昌生 教授 東京女子医科大学 山口 直人 教授
3	9月27日	倉敷市芸文館 (岡山県倉敷市)	中国総合通信局	首都大学東京大学院 多氣 昌生 教授 東京女子医科大学 山口 直人 教授
4	9月28日	プラザ洞津 (三重県津市)	東海総合通信局	名古屋工業大学大学院 藤原 修 教授 福島県立医科大学 宇川 義一 教授

総務省からのお知らせ

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集 －固定局関係審査基準の改正等－

【平成22年9月30日の総務省報道資料から】

総務省は、マイクロ波帯を利用する固定無線システムに関し、より高度で安定したシステムの構築に資するため、今般、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案を作成しました。

つきましては、同訓令案について、本日から平成22年11月1日(月)までの間、意見募集を行います。

1 概要

- (1) 公共業務用固定局について、大容量通信方式（128QAM156M方式）を導入します。
- (2) より信頼性の高い回線設計法を導入します。
- (3) その他規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を設けます。
- (4) 局種別審査基準における構成の見直し（旧方式の削除並びに現行アナログ方式及び狭帯域デジタル方式について目的別審査基準へ移行）を行います。

- ※ (1) ～ : 別添1 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000083208.pdf> 参照
(3)
(4) : 別添2 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000083209.pdf> 参照

2 意見公募要領等

(1) 意見公募対象

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

(別紙¹ (局種別審査基準)

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000083614.pdf>及び別紙² (目的別審査基準) <http://www.soumu.go.jp/main_content/000083615.pdf>のとおり)

(2) 意見提出期限

平成22年11月1日(月)午後5時 (必着) (郵送の場合も、同日付け必着)

なお、詳細については、別

添³<http://www.soumu.go.jp/main_content/000083210.pdf>を御覧ください。

3 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、速やかに、改正する予定です。

詳細は、<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban12_01000003.html>をご参照下さい。

編集後記

10月6日に、幕張メッセで開催されているCEATEC JAPAN 2010にARIBブースの写真撮影要員として行ってきました。

事務局のS.K氏に対して「今回は写真撮影に専念するから、説明員はやらない。」と宣言したのですが、成り行きでそうも言っていない場合もあり、展示説明も少しは行うことになりました。

今年初めて気がついたのが、配付しているARIB機関誌のバックナンバーを持って行かれる方が意外に多かったことです。S.K氏に「ARIB機関誌って、毎年こんなにさばけるの？」と聞くと、よくさばけていて、ARIB機関誌も電波産業年鑑もCEATEC終了後に持ち帰ったことはないとのことでした。ARIB機関誌の編集担当として少しうれしく思った次第です。

小職は午前の要員だったのですが、S.K氏から、企画国際部なんだから午後もできるだけ残るようにとの指示が下りました。「ARIB機関誌が全部さばけるまでいる。」と約束しましたが、結局、午後3時前にS.K氏が確保した予備分を残してすべて無くなりました。

その後CEATECのほかのブースを見学しましたが、景気のせい、以前よりも



展示が地味になったようです。それでも家電のテレビ受信機のデモは見事なものでした。

一番人気は、視聴に2時間待ちの列ができていた、専用メガネが不要のグラスレス3Dだったと思います。(その列に並ぶ気力は残っていませんでしたが。)

(編集子:PAO)

[ページの先頭に戻る ▲](#)